

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（休業補償を行わない場合） 第七条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>（休業補償を行わない場合） 第七条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は<u>売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）</u>第十七条の規定による補導処分として<u>婦人補導院</u>に収容されている場合</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。